

殿

新たな公共事業の枠組みの下での
雪寒事業推進に関する要望提言書

平成15年7月

全国積雪寒冷地帯振興協議会

新たな公共事業の枠組みの下での雪寒事業 推進に関する要望提言について

国においては、社会資本整備を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、道路整備五箇年計画をはじめとする9本の事業分野別計画を一本化する「社会資本整備重点計画法」を制定し、これに伴い「道路整備緊急措置法」を「道路整備の財源等の特例に関する法律」に改正し、揮発油税等の充当、国の負担割合の特例措置等を平成15年度以降五箇年間延長したところであります。そして今後五箇年間の道路整備事業量については、投資規模の目安を38兆円とすることで閣議決定の準備が進められております。

積雪寒冷特別地域では、昭和31年に制定された「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づく平成14年度までの11次に渡る積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の推進により、冬期間の住民生活や経済活動の環境は飛躍的に改善されましたが、未だに積雪寒冷は冬期間の大きな障害であり、今後も変わらぬ雪寒事業の推進が不可欠であります。

しかしながら、昨今の長期の経済不況、逼迫した財政状況、地方分権の進展、地域社会の変貌等々により、これまでに構築されてきた雪寒事業の仕組みでは事業の円滑な推進が図れない懸念が生じつつあり、雪寒事業は転換期を迎えたものと考えられます。

このため、平成15年度以降の五箇年間の雪寒事業の推進にあたっては、転換が必要と考えられる次の課題について、その検証と新たなシステムの構築について特段の配慮をいただくよう要望提言いたします。

全国積雪寒冷地帯振興協議会

会 長

新潟県知事

平 山 征 夫

副 会 長

山形県新庄市長

高 橋 榮一郎

副 会 長

新潟県柏崎市長

西 川 正 純

副 会 長

北海道下川町長

安 斎 保

記

1. 雪寒事業における市町村道の位置付け

①実態と乖離している雪寒指定路線

雪寒指定路線の見直しは長期間行われていないため、現行指定路線と現在の道路利用の実態との間に大きな乖離が生じており、是正措置が必要となっている。

また、市町村合併後の行政区域は大幅に広域化することから、行政区域内の円滑な道路交通を確保するため新行政区域内の冬期道路網の再編成を踏まえて検討する必要がある。

②雪寒事業に対する財源の確保

地方分権推進に基づく国の市町村道に対する国庫補助負担事業は原則廃止・縮減の方針から、市町村道雪寒事業は平成14年度から全て交付金事業となった。

交付金事業への変更により交付金の裏財源は全て市町村負担となるため、今後市町村道雪寒事業の推進に大きな支障を生ずることが懸念される。

③雪寒事業における市町村道の位置付け

市町村道雪寒事業は、財政の逼迫、地方分権の流れ、雪寒指定路線の実態との乖離等極めて厳しい環境にあり、市町村道における雪寒事業の円滑な推進体制の再編成を図るため「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」における市町村道雪寒事業の位置付けについて検討する必要がある。

2. 請負除雪体制の再構築

①機械除雪の役割増大

機械除雪の補完的役割を果たしている消融雪施設は、地域によってはその維持管理費が高額であることから運転を停止し、施設除雪から機械除雪に切り替えるといった事例が発生している。このことから除雪事業の基幹を成す機械除雪の役割は、これからも重要性を増していくものと考えられる。

②懸念される請負による機械除雪体制の維持

しかしながら、機械除雪の基幹となっている請負体制は、次のような事情から維持継続が懸念され始めている。

ア 除雪機械の保有維持について、民間請負業者においては昨今の経済状況で

体力低下が著しいことから、また自治体においては逼迫した財政事情から、双方共に機械の自前保有が困難となる傾向が増大している。

イ 機械オペレーターは、高齢化が進展し、深夜労働等から若者に敬遠され、熟練労働力の確保が困難となることが懸念されている。

ウ 建設業の厳しい経済環境により、地域によっては民間請負業者の撤退も懸念されている。

このため、民間請負除雪体制を維持して行くためには、除雪機械をリースする新たな体制を検討する必要がある。

3. 冬期における安全で快適な歩行者空間の安全確保対策

①冬期歩行者空間確保の重要性の増大

冬期間、歩道は積雪及び車道除雪に伴う堆雪により歩行が困難又は不可能となるため、冬期歩行者空間の確保は極めて重要な課題となっている。

このため、昭和63年から「雪みち計画」の策定が、平成13年からは「交通バリアフリー法」の施行を受けて「冬期バリアフリー計画」の策定が始まっている。

②地域の状況に応じた新たな冬期歩行者空間確保計画の設定

しかしながら、「冬期バリアフリー計画」は、駅周辺部をはじめとする都市部に限定されており、中山間地域の過疎地が大部分を占める特別豪雪地帯ではほとんどの地域が対象とならない。

また、「雪みち計画」は、策定する根拠が低いことから未だ多くの市町村で策定されていない等、冬期歩行者空間確保の重要性の増大に実効性をもった計画制度とはなっていない。

このことから、道府県及び市町村が、財政状況や地域の実情に合わせた冬期歩行者空間確保のための計画を設定し、その計画に基づき歩道の整備改良、歩道除雪機械の機種選定及び台数の増強並びに消融雪施設の整備等を総合的に推進する新たな事業手法の導入を検討すること。

4. 雪寒事業における維持管理費の新たな位置付け

①防雪施設及び凍雪害防止施設の維持更新の現状

地域によっては、消融雪施設の更新が進まず、維持管理費の負担増から運転停止の事例が発生するなど、近年の厳しい財政事情から防雪施設及び凍雪害防止施設（雪崩防止施設、消雪パイプ、消融雪施設、流雪溝等）の更新を含めた維持管理費の確保は極めて困難な状況にある。

このため、防雪施設及び凍雪害防止施設の役割低下が予想され、事故や災害の発生が懸念される。

②防雪施設及び凍雪害防止施設の維持管理費の新たな位置付け

従来、防雪施設及び凍雪害防止施設の維持管理費は除雪費等を除いて地方負担とされてきたが、冬期道路交通安全確保のため、必要最低限の施設の維持管理費については、除雪費と同様に位置付け、その助成を検討すること。

5. 経済効率等に偏重しない雪寒事業の性格を反映した事業評価基準の検討

国では効率的な公共事業の実施を図るため、事業評価システムの検討及び導入を進めているが、単純に効率性及び経済性を適用することは必要な箇所に対する必要な対策を困難なものとし、さらに雪寒事業の基本的理念である産業の振興と民生の安定に寄与する観点から事業遂行に対し強い懸念を生じさせる。

このことから、経済効率等に偏重しない雪寒事業の理念及び道府縣市町村や地域住民の意見を反映した事業評価基準の検討が必要である。